

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	砂防課	整理番号	2-402
処分の種類	原因行為者への工事費用負担命令			
根拠法令条例等・条項	砂防法第16条			
処分の概要	他の原因によって砂防工事の必要が生じた場合、工事に要する費用の原因者への負担を命じるもの			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (平成6年9月30日建設省河政発第52号)</p> <p>砂防工事の必要を生じさせた他の工事、作業その他の行為の費用負担者に当該砂防工事の費用を負担させるに当たっては、当該砂防工事が砂防法第8条により砂防工事又は砂防設備の維持を命ずるべきものに該当するものであり、かつ、当該砂防工事を都道府県知事等が施行した場合において、当該他の工事、作業その他の行為により工事の必要が生じた時点における砂防設備の新設又は機能回復に要した費用を限度として負担させること。</p>			
基準の制定根拠	-			